

生企甲達第69号
平成19年8月10日

部課署長 殿

共	00	01	10	150	長期
---	----	----	----	-----	----

石川県警察本部長

核原料物質、核燃料物質の運搬の届出等に関する取扱いについて（通達）

対号 昭和61年12月17日付け発保第614号「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律等の施行について（通達）」

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和32年政令第324号）及び核燃料物質等の運搬の届出等に関する内閣府令（昭和53年総理府令第48号）の規定に基づく、核原料物質、核燃料物質の運搬の届出等に関する事務は、下記の事項に留意して取扱うこととしたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、対号は廃止する。

記

1 届出等の事務処理

届出の受理、運搬証明書の交付などの事務は、警察本部の危険物担当課（以下「担当課」という。）において事務を行うこと。

2 運搬届出書の受理（法第59条の2第5項、政令第17条の5、府令第2条）

- (1) 府令第1条に規定する届出を要する核燃料物質等（核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物をいう。）とは、放射能数量が文部科学大臣の定める数量を超える物であって、放射線障害防止のためB M型輸送物又はB U型輸送物として運搬する必要のあるもの並びにウラン233、ウラン235及びプルトニウムを15グラム以上含む核燃料物質（天然ウラン及び劣化ウランを除く。）であって、臨界防止のために核分裂性輸送物として運搬する必要のあるものである。したがって、現在、運搬されている核燃料物質等のほとんどは届出を要するが、核分裂性輸送物以外のA型輸送物は届出を要しない。

なお、中性子源等の放射性同位元素は、法の適用外であるので留意すること。

- (2) 届出を要する運搬は、原子力施設等を設置した工場又は事業所（原子力船を含む。以下「事業所」という。）の外において行われる運搬（以下「事業所外運搬」という。）であって、船舶又は航空機による運搬以外のものである。したがって、事業所間の運搬は、一般道路を通過しない場合であっても届出の対象となる。

なお、事業所内の専用港から船舶により他の事業所内の専用港に直接運搬す

る場合は届出を要しないので留意すること。

- (3) 届出は、1回の運搬ごとに行わせること。
- (4) 運搬を委託された者が運搬する場合は、運搬を委託した事業者(製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、再処理事業者、廃棄事業者及び使用者をいう。)と連名で届出をするよう指導すること。
- (5) 核燃料物質等の運搬に際しては、文部科学大臣の確認が必要であり、また、BM型輸送物、BU型輸送物(放射能数量の比較的少ないものを除く。)又は第3種核分裂性輸送物については国土交通大臣の確認が必要であるので確認の有無について留意すること。

なお、技術上の基準により難しい場合には、文部科学大臣又は国土交通大臣の承認が必要であるので留意すること。

- (6) 発送地公安委員会は運搬届出書、書換え申請書及び再交付申請書の受理に当たっては、他の公安委員会に対する届出書、申請書についてもその記載内容、手数料の納入(都道府県証紙による納入の場合は証紙の貼付)等についてよく確認すること。
- (7) 運搬届出書の提出の受理に当たっては、事前に関係者に対して十分な個別指導を行い、災害防止のために必要な措置を記載させるものとし、運搬届出書(その1)は、運搬の経路となる区域を管轄するすべての都道府県公安委員会に提出させ、運搬届出書(その2)は発送地公安委員会に提出させること。
- (8) 提出された届出書2通のうち1通は、担当課において原本として保存し、他の1通は、警備部門及び交通部門に回付して意見を聴く場合等に使用すること。

3 運搬証明書(法第59条の2第5項、府令第3条)

- (1) 運搬証明書の交付に当たっては、指示の内容、趣旨を届出者に十分伝えて運搬従事者にも周知させるよう指導すること。
- (2) 運搬証明書の交付は、原則として、運搬の前日までに行うこととするが、指示をした場合には、届出者が指示内容を履行するために必要な期間を考慮して交付すること。
- (3) 運搬証明書の交付後、やむを得ない事情が生じたときは、改めて指示を行い、既に交付した運搬証明書を返却させて、新たな運搬証明書を交付すること。

なお、新たな運搬証明書の余白にその旨を記載すること。

- (4) 運搬証明書の緊急やむを得ない書換え申請については、発送地公安委員会で、提出された運搬証明書に別記様式の書換え申請書受理証明書を添付して返却するとともに、その旨を関係公安委員会に通知すること。
- (5) 運搬証明書は、運行責任者に必ず携帯させるよう指導すること。

4 指示内容(法第59条の2第6項、府令第4条、第5条)

- (1) 日時及び経路の指示は、運搬の安全確保を図るために最も重要な事項であるので、平素から核燃料物質等の運搬経路の状況、地域事情等の実態把握に努め適切な指示が行われるよう努めること。
- (2) 運搬届出の受理に際して、道路状況、地域の特殊事情等から、核燃料物質等の安全運搬に支障があることがあらかじめ判明している場合には、受理に先だ

って日時及び経路の変更を行うように指導すること。

- (3) 運搬の速度については、交通部門と緊密な連絡をとり、道路事情等を勘案し、具体的に指示すること。
 - (4) 運搬の安全確保をはかるために伴走車を配置させること。特に危険性の高いプルトニウム、高濃縮ウラン若しくは第3種核分裂性輸送物等を運搬する場合又は運送が長距離にわたる場合には前後に伴走車を配置させること。
 - (5) 車列の編成は、原則として8台を超えないようにさせること。
 - (6) 道路上の駐車は、原則として認めないこと。ただし、放射線の管理等やむをえない場合には、道路幅員が広く、かつ、追突等の危険性の少ない場所に駐車し、停止表示器材を置き、前後に伴走車を駐車する等の措置をとらせること。
 - (7) 一時保管の場所は、原則として、事業者又は運送を委託された者の事業所、営業所であって災害防止上の管理が十分に行いうる区域とすること。
 - (8) 駐車、積卸し又は一時保管をする場合には、見張人を必ず配置させること。見張人の数、見張方法等については、駐車場所等周囲の状況を考慮して適切な指示を行うこと。
なお、見張人は、十分な監視を行いうる警備員とするように指導すること。
 - (9) 積載方法等の技術上の基準は、核燃料物質等車両運搬規則（昭和58年運輸省令第72号）により定められているので積載方法等の指示については、交通事故、盗取等の防止のため特に必要な場合に行うこと。
 - (10) 災害等の特異事情が発生した場合及び核燃料物質等の盗取、所在不明その他の事故が発生し又は発生するおそれがある場合には、直ちに最寄りの警察署又は発生地を管轄する都道府県警察本部担当課に連絡させること。また、プルトニウム等の特に危険な物を運搬する場合には、必要に応じて定時的に連絡をさせること。
 - (11) 運搬に際しては、核燃料物質等の取扱いに関し知識及び経験を有する核燃料取扱主任者免状所有者等関係法令により資格を有する者及び事業所等において実施する特別の教養訓練を受けた者を必ず同行するよう指示すること。
 - (12) 交通事故又は核燃料物質等の盗取等の防止のための指示は、交通部門又は警備部門の意見を聴いて行うこと。
 - (13) 府令第4条第1号乃至第4号及び第7号に規定する事項以外の事項については、鉄道による運搬についても指示を行うことができるので留意すること。
 - (14) 指示が他の公安委員会の管轄地域における運搬に影響を及ぼす場合には、関係公安委員会と相互に連絡調整を行い、当該運搬が安全かつ円滑に行われるよう努めること。
- 5 運搬届出書、運搬証明書、書換え申請書及び再交付申請書の送受（府令第2条、第3条、第5条、第6条）
運搬届出書、運搬証明書、書換え申請書及び再交付申請書の送受は書留速達で行い、送受に当たっては、その経過を明確にするとともに紛失防止等に配慮すること。
- 6 報告徴収（法第67条、政令第22条第5号、府令第8条）

- (1) 法第67条による運搬の届出をした事業者からの事故報告は、発生地 of 公安委員会に対して報告書を提出して行わせること。
なお、10日以内に報告書の提出が困難である場合には、概略を報告させて、後日報告書を提出させること。
- (2) 事故報告書には、事故の日時、場所、原因及び状況並びに応急措置等を記載させること。特に容器の状況、核燃料物質等の漏洩の程度、放射線の測定結果及び被害程度について詳細に記載させること。
- (3) 事故報告を受けた発生地の担当課は、その内容を警察庁及び関係管区警察局に通報すること。
- (4) 事業所外運搬の状況については、発送地の担当課が事業者に対して、当該事業者の講ずる運搬従事者に対する安全教育及び訓練等の安全管理対策、過去の運搬実績及び将来の運搬計画について報告させること。

7 立入検査（法第68条）

運搬の安全確保のために必要がある場合には、事業者等の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、運搬の車列の編成、積載方法、携帯書類等について検査するほか、事業者等の講ずる運搬従事者に対する教育及び訓練、保護具の管理、事業所内の道路状況等について検査し又は質問すること。

8 運搬に関する検査（法第59条の2第11項、府令第7条）

- (1) 核燃料物質等の運搬車両の検査に当たっては、交通事故、災害等の防止及び核防護に配慮し、安全な場所及び安全な方法で行うこと。
- (2) 自然災害等により、あらかじめ予定された経路によりがたい場合には現場における警察官の経路の変更その他の措置命令により対応すること。措置が2以上の都道府県公安委員会の管轄する区域に及ぶ場合には、関係都道府県公安委員会と十分な連絡調整を行うこと。

別記様式

運搬証明書書換え申請書受理証明書

殿

別添の、運搬証明書書換え申請書を 年 月 日 時 分
に受理したことを証明します。

年 月 日

公安委員会 印